

モンゴル国改正道交法の施行（お知らせ）

【モンゴル国にお住まいの在留邦人の皆様へ】

2018年11月1日からモンゴル国の改正交通法が施行され、交通違反の罰則が強化されます。今回の改正は、「交通弱者（歩行者、子供、老人、身体障害者等）の保護」が主要なテーマの一つとなっています。

日本の道路交通法及び交通マナーと大きく異なっている点はありません。「日本で禁止されていることは、当然にモンゴルでもしてはならない」という気持ちを持ち、特に次の点に注意のうえ、交通違反の防止及び外出時の安全対策に努めて下さい。

【主な改正点】

- 1 「ながら歩行」の禁止
道路を横断する時、歩行者は、「携帯電話での通話」「スマートフォンの操作」「ヘッドフォン等で音楽を聴く」「書籍、新聞を読む」など、注意をそらすような行動をとることを禁止する。
- 2 横断歩道での一時停止義務
歩行者が横断している時又は横断しようとしている時には、運転手は横断歩道で一時停止しなければならない。
- 3 7歳未満の子供の車両放置禁止
7歳未満の子供を付き添いの無い状態で車両に置き去りにすることを禁止する。
- 4 チャイルドシートの装着
10歳未満の子供は、体重と身長に応じた車両用座席を使用しなければならない。
- 5 スクールバス乗降車時の追い越し禁止
乗客の乗降車のため停止しているスクールバスを追い越してはならない。

問い合わせ窓口

在モンゴル日本国大使館 領事・警備班

電話：976-11-320777

メールアドレス：consul-section1@ul.mofa.go.jp